

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和4年8月大雨災害による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和4年8月大雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。
情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています。
URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 8:30～17:15）
（受付時間外は留守番電話）
- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。
URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAX：076-222-5233



※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁・対面によるご相談の際は、
手洗い、換気等、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

FAX：076-222-5233

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和5年8月24日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
- 2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。
令和4年8月大雨災害において、同5年8月24日現在、石川県内では次の市町が適用を受けています。
 - ・災害救助法適用：金沢市、小松市、加賀市、能美市
 - ・被災者生活再建支援法適用：小松市

【参考】

① 石川県及び上記市町の連絡先一覧

県・市町	所在地	代表電話番号等
石川県	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1111
金沢市	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2111
小松市	小松市小馬出町91番地	0761-22-4111
小松市災害支援ダイヤル 0761-24-8223 平日 9時～17時		
加賀市	加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-1111
白山市	白山市倉光二丁目1番地	076-276-1111
能美市	能美市来丸町1110番地	0761-58-1111
野々市市	野々市市三納1丁目1番地	076-227-6000
川北町	能美郡川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1111

② ホームページによる大雨に係る情報等の掲載状況

(石川県) 大雨に関する情報のページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/ooame/jouhou.html>



(金沢市) り災証明書・被災証明書のページ

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shisanzeika/gyomuannai/1/1/tetuduki/sonota/22950.html>



(小松市) 大雨による災害支援制度のページ

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/fureaifukushi/index.html>



(白山市) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.city.hakusan.lg.jp/emergency1/1000063/1008486.html>

(内閣府) 防災情報のページ お役立ち情報（一般向け）

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_general.html



目 次

※各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。

住まいや身の回りのこと

- [1 り災証明書の発行 \(P. 4\)](#)
- [2 賃貸型応急住宅 \(みなし仮設住宅\) \(P. 5\)](#)
- [3 市営住宅への一時入居 \(P. 6\)](#)
- [4 被災住宅の補修や再建に関する相談 \(P. 6\)](#)
- [5 災害に便乗した悪質商法に注意 \(P. 7\)](#)

お金のこと

- [6 被災者生活再建支援金等の支給 \(P. 8\)](#)
- [7 災害弔慰金の支給 \(P. 9\)](#)
- [8 災害援護資金の貸付 \(P. 9\)](#)
- [9 生活福祉資金の貸付 \(P. 9\)](#)
- [10 住宅の建設、補修等の融資 \(P. 10\)](#)
- [11 住宅ローンの返済 \(P. 10\)](#)
- [12 雇用保険失業給付の支給等 \(P. 10\)](#)

役所の手続きのこと

- [13 国税の特別措置 \(P. 11\)](#)
- [14 県税の特別措置 \(P. 11\)](#)
- [15 市町税の特別措置 \(P. 12\)](#)
- [16 公共料金の減免措置 \(P. 13\)](#)
- [17 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 \(P. 14\)](#)
- [18 登記済証 \(権利証\)、登記識別情報を紛失した場合 \(P. 14\)](#)
- [19 運転免許証を紛失した場合 \(P. 14\)](#)

民間の手続きのこと

- [20 損害保険の取扱い \(P. 15\)](#)
- [21 生命保険の取扱い \(P. 15\)](#)
- [22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 \(P. 16\)](#)
- [23 法律相談等の窓口 \(P. 16\)](#)

医療・健康のこと

- [24 医療機関の受診 \(P. 17\)](#)
- [25 こころの悩みや健康に関する相談 \(P. 17\)](#)

教育のこと

- [26 学生への支援 \(奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給\) \(P. 18\)](#)

事業者の方へ

- [27 中小企業者を対象とした相談窓口 \(P. 19\)](#)
- [28 災害復旧貸付 \(P. 21\)](#)
- [29 セーフティネット保証4号の適用 \(P. 21\)](#)
- [30 小規模企業共済災害時貸付の適用 \(P. 22\)](#)
- [31 既往債務の返済条件緩和等の対応 \(P. 22\)](#)
- [32 観光関連事業者向け特別相談窓口 \(P. 23\)](#)
- [33 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 \(P. 23\)](#)

そのほかの情報

- [34 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性 \(P. 24\)](#)
- [35 浸水した車は自分でエンジンをかけない \(P. 24\)](#)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 市町によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」「り災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	資産税課	076-220-2151	郵送・電子申請可
小松市	(住居など)税務課	0761-24-8032 0761-24-8163	郵送・電子申請可
	(事業所など)商工労働課	0761-24-8074	
加賀市	税料金課	0761-72-7816	
白山市	資産税課	076-274-9524	郵送申請可
	美川支所総務課	076-278-8116	
	鶴来支所総務課	076-272-1112	
	河内市民サービスセンター	076-272-1100	
	吉野谷市民サービスセンター	076-255-5011	
	鳥越市民サービスセンター	076-254-2011	
	尾口市民サービスセンター	076-256-7011	
	白峰市民サービスセンター	076-259-2011	
能美市	税務債権課	0761-58-2206	郵送申請可
	寺井サービスセンター	0761-58-2216	
	根上サービスセンター	0761-58-2215	
	(事業者の被災証明)商工課	0761-58-2254	郵送申請可
野々市市	税務課	076-227-6037	
川北町	(住家に被害を受けた方)税務課	076-277-1120	
	(住家以外の建物、動産)総務課	076-277-1111	
	(事業所、店舗、農地等)産業経済課	076-277-1124	

[目次に戻る](#)

2 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

- ◆ 住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を借り上げた応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を供与します（民間賃貸住宅は、行政等から斡旋したものに限らず、被災者自らが探してきたものでも構いません）。

<対象区域（災害救助法が適用された市町）>

金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

<対象者（以下のいずれかの方）※(3)を除き、「り災証明書」が必要>

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- (2) 半壊（大規模半壊、中規模半壊）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示を受けているなど、長期にわたり、自らの住宅に居住できないと市町長が必要と認める方

<住宅の条件>

- (1) 家賃が1か月当たり次の額以下であるもの（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）
 - ・ 2人以下の世帯の場合 5.5万円
 - ・ 3～4人以下の世帯の場合 6.5万円
 - ・ 5人以上の世帯の場合 9.5万円
- (2) 貸主から同意を得ているもの
- (3) 不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること（ただし、貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別相談）

<入居期間>

入居時から2年以内

※応急修理を併用する場合、8月4日から6か月以内（必ず先に応急修理を申し込んでください）

- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町の窓口へお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	住宅政策課	076-220-2136	
小松市	建築住宅課	0761-24-8095	
加賀市	建築課	0761-72-7936	
白山市	建築住宅課	076-274-9561	
能美市	まち整備課	0761-58-2251	
野々市市	建築住宅課	076-227-6087	
川北町	土木課	076-277-1108	

[目次に戻る](#)

3 市営住宅への一時入居

- ◆ 小松市は、今回の大雨により、ご自宅での居住が出来なくなった方への一時的な住まいとして、市営住宅を供与しています。

<対象者>

床上浸水以上で準半壊の被害に遭われ、一時的にご自宅での居住が出来なくなった方

<入居期間>

入居時から6か月以内

ただし、当該被災者の住宅に困窮する実情を勘案し、12か月を限度として期間を更新することが出来ます。

<使用料等>

敷金、住宅使用料及び駐車場使用料については、免除とします（光熱水費については、自己負担となります。）。

※上記の入居期間経過後は、住宅使用料及び駐車場使用料は有料となります。

<提出書類>

- ・入居申込書
- ・誓約書
- ・罹災証明書又は罹災証明書交付申請書

- ◆ 詳しくは、小松市建築住宅課（0761-24-8095）にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】0570-016-100（平日10時～17時）

[目次に戻る](#)

5 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ **大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。**
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市町の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

IP電話など、一部の電話からはつながりません。

【石川県消費生活支援センター】金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎 3階

電話：076-255-2120 平日 9時から17時、土曜日 9時から12時30分

【金沢市近江町消費生活センター】金沢市青草町88 近江町いちば館 5階

電話：076-232-0070 平日 9時から17時、第3日曜 9時から17時

【加賀市消費生活センター】加賀市大聖寺南町二41 加賀市役所別館1階

電話：0761-72-7857 平日 9時から12時、13時から17時

【小松市消費生活センター】小松市小馬出町91 小松市役所1階

電話：0761-24-8071 平日 9時から12時、13時から17時

【白山市消費生活センター】白山市倉光2-1 白山市役所1階

電話：076-274-9507 平日 8時30分から12時、13時から17時15分

【能美市消費生活センター】能美市来丸町1110 能美市役所1階

電話：0761-58-2248 平日 10時から17時

【野々市市消費生活センター】野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所1階

電話：076-227-6054 平日 8時30分から12時、13時から17時15分

【川北町福祉課】能美郡川北町字壺ツ屋196 川北町役場

電話：076-277-8388 平日 8時30分から12時、13時から17時15分

- 「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント（チラシ）



https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy/cms102_20210310_01.pdf

- 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

[目次に戻る](#)



お金のこと

6 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和5年8月24日時点では、小松市がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。
- ◆ 詳しくは、小松市ふれあい福祉課（0761-24-8051）にお問い合わせください。

被災者生活再建支援金の支給額

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
		支給額	住宅再建方法	支給額	
2人以上世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※申請期限：基礎支援金 令和5年9月4日（月）（災害発生から13か月間）
加算支援金 令和7年9月3日（水）（災害発生から37か月間）

[目次に戻る](#)

7 災害弔慰金の支給

- ◆ 災害救助法適用市町において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町が独自に見舞金を支給する場合があります。
詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

8 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 貸付限度額：最大350万円
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

9 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

県・市町社会福祉協議会名	所在地	電話
石川県社会福祉協議会	金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階	076-224-1212
金沢市社会福祉協議会	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	076-231-3571
小松市社会福祉協議会	小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティーセンター	0761-22-3354
加賀市社会福祉協議会	加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館	0761-72-1500
白山市社会福祉協議会	白山市倉光8丁目16番地1 福祉ふれあいセンター	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	能美市寺井町た8番地1 ふれあいプラザ2階	0761-58-6200
野々市市社会福祉協議会	野々市市本町5丁目18番5号	076-246-0112
川北町社会福祉協議会	能美郡川北町字壱ツ屋196番地 保健センター	076-277-1111

[目次に戻る](#)

10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）
受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）
- ・災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）
<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf>
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



[目次に戻る](#)

11 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。
【全国銀行協会相談室】
ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772
受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）
- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）
https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



[目次に戻る](#)

12 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域
石川労働局職業安定課（駅西合同庁舎5階）	076-265-4427	
金沢公共職業安定所（金沢市鳴和1-18-42）	076-253-3030	金沢市
小松公共職業安定所（小松日の出合同庁舎1階）	0761-24-8609	小松市、能美市、川北町
加賀公共職業安定所（加賀市大聖寺菅生イ78-3）	0761-72-8609	加賀市
白山公共職業安定所（白山市西新町235）	076-275-8533	白山市、野々市市

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

1 3 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
金沢税務署(金沢駅西合同庁舎)	076-261-3221	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
小松税務署(小松日の出合同庁舎)	0761-22-1171	小松市、加賀市、能美市、川北町
松任税務署(白山市博労2丁目22番地)	076-276-2345	白山市、野々市市

[目次に戻る](#)

1 4 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	担当区域
小松県税事務所 (小松市園町ハ108-1)	0761-23-1713	納税に関すること	小松市、加賀市、 能美市、川北町
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	(自動車税納税課) 076-263-8836 (課税課(個人事業税)) 076-263-8832 (不動産取得税課) 076-263-8833		金沢市、かほく市、 白山市、野々市市、 津幡町、内灘町
総務部税務課 自動車税グループ (県庁行政庁舎6階) 自動車税グループ分室 (金沢市直江東1-2)	076-225-1273 (自動車税グループ) 076-239-3631 (自動車税グループ分室)	自動車税(環境性能割 ・種別割)の課税に関 すること	石川県全域

名称	電話番号	税の種別	担当区域
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	076-263-8831	県民税利子割・配当割 ・株式等譲渡所得割、 法人県民税・法人事業 税、鉱区税、狩猟税、 軽油引取税（特別徴収 義務者に関する事） の課税に関する事	石川県全域
		上記以外の税（課税地） ・個人事業税（住所地ま たは事業所の所在地） ・不動産取得税（取得 物件の所在地） ・軽油引取税（免税軽 油を使用する事務所 の所在地等） ・ゴルフ場利用税（ゴ ルフ場の所在地） の、課税に関する事	かほく市、津幡 町以南の市町

[目次に戻る](#)

15 市町税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 小松市では、住家が床上浸水以上の被害を受けた場合、障がい福祉サービス等にかかる利用料等の減免措置を受けられる場合があります（対象期間：令和4年8月～5年3月利用分、※申請期限：令和5年3月31日）。減免の対象となる方が、既に障害福祉サービス事業所等に利用料等を支払っている場合には、市への申請により支払済みの利用料等の還付を受けることが可能です。利用料等を支払済みであることが分かるものを持参の上、市ふれあい福祉課へ申請してください。詳しくは、小松市ふれあい福祉課（0761-24-8052）にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

16 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、契約している事業者にご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認ください。

◆ 電気

【北陸電力 お客様サービスセンター】

0120-776453（月～金／9～17時〔祝日・年末年始除く〕）

（注）北陸電力以外の新電力と契約している場合には、契約している事業者にご確認ください。

（停電・電気の設備に関するお問い合わせ）

【北陸電力送配電 ネットワークサービスセンター】

0120-837-119（365日24時間受付）

◆ ガス、電話

事業者名など		電話番号
金沢エナジー （金沢市下本多町六番丁11番地）	コールセンター	0570-001-874
小松ガス （小松市沖町125-1）	お問い合わせ	0761-22-0515
N T T 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	（局番なし）151（通話料無料）
	一般電話などから	0120-800-000（通話料無料）
a u	a u 携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0077-7-111（通話料無料）
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	（局番なし）157（通話料無料）
	一般電話などから	0800-919-0157（通話料無料）
楽天モバイル	お申し出先	050-5212-6915

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
詳しくはN H K（0570-077-077 9:00～18:00 ご利用になれない場合050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

17 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル（0570-05-1165）[月曜 8:30～19:00、火曜～金曜 8:30～17:15、第2土曜 9:30～16:00]にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
金沢北年金事務所 (金沢市三社町1-43)	076-233-2021	金沢市のうち犀川及び倉谷川以北の地域、かほく市、河北郡	金沢市 かほく市 河北郡	石川県
金沢南年金事務所 (金沢市泉が丘2-1-18)	076-245-2311	金沢市(金沢北年金事務所管内の地域を除く。)、白山市、野々市市	白山市 野々市市	
小松年金事務所 (小松市小馬出町3-1)	0761-24-1791	小松市、加賀市、能美市、能美郡		

[目次に戻る](#)

18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
金沢地方法務局 (金沢新神田合同庁舎)	076-292-7810	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、能美郡、河北郡
小松支局(小松日の出合同庁舎5階)	0761-22-6300	小松市、加賀市、能美市

受付時間：平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

19 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きをすることができます。
- ◆ 詳しくは、石川県運転免許センター（076-238-5901）にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

20 損害保険の取扱い

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
(受付時間 平日9:15~17:00 (土日祝日、年末年始を除く))
ナビダイヤル 0570-022-808 (IP電話からは076-203-8581)
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター
(受付時間 平日9:15~17:00 (土日祝日、年末年始を除く))
フリーダイヤル 0120-501-331 (IP電話からは03-6836-1003)

[目次に戻る](#)

21 生命保険の取扱い

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、①保険料払込猶予期間の延長(最長6か月)、②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会生命保険相談所(災害時受付専用連絡先)
フリーダイヤル 0120-001-731
受付時間: 平日9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
 - ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
ご高齢の方専用 0120-744-552
受付時間: 平日9:00~21:00、土日祝日9:00~17:00 (1/1~3を除く)

[目次に戻る](#)

2 2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420

[目次に戻る](#)

2 3 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

【法テラス石川】

ナビダイヤル 0570-078349

I P 電話等の場合 050-3383-5477

（受付時間 平日9:00～17:00）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。

【法テラス・サポートダイヤル】

ナビダイヤル 0570-078374

I P 電話等の場合 03-6745-5600

（受付時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00（祝日・年末年始を除く））

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

2 4 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ石川支部076-264-7200、国保は市町）、各医療機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

2 5 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。

名称	電話番号
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) 相談受付時間：24時間365日	076-237-2700
石川県こころの健康センター(金沢市鞍月東2-6)	076-238-5750
石川南加賀保健福祉センター(小松市園町又48) 加賀地域センター(加賀市山代温泉桔梗丘2-105-1)	0761-22-0796
石川中央保健福祉センター(白山市馬場2-7)	076-275-2250
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338
公益社団法人金沢こころの電話 月～金曜日18:00～23:00 土曜日15:00～23:00 休日 9:00～23:00	076-222-7556

[目次に戻る](#)



教育のこと

26 学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1）災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2）奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3）居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

[目次に戻る](#)



事業者の方へ

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【石川県内の商工会議所、商工会及び石川県商工会連合会】

名称	URL	電話番号
金沢商工会議所	https://www.kanazawa-cci.or.jp/	076-263-1151
小松商工会議所	https://komatsu-cci.or.jp/	0761-21-3121
七尾商工会議所	https://www.nanao-cci.or.jp/	0767-54-8888
輪島商工会議所	https://wajimacci.or.jp/	0768-22-7777
加賀商工会議所	http://kagaworld.or.jp/	0761-73-0001
珠洲商工会議所	https://www.suzu.co.jp/	0768-82-1115
白山商工会議所	https://hakusancci.or.jp/	076-276-3811
能美市商工会	https://nomi.shoko.or.jp/	0761-58-4230
山中商工会	https://yamanaka.shoko.or.jp/	0761-78-3366
川北町商工会	https://kawakita.shoko.or.jp/	076-277-2133
美川商工会	https://mikawa.shoko.or.jp/	076-278-3328
鶴来商工会	https://tsurugi.shoko.or.jp/	076-273-2211
白山商工会	https://hakusan.shoko.or.jp/	076-254-2828
野々市市商工会	https://nono.shoko.or.jp/	076-246-1242
かほく市商工会	https://kahoku.shoko.or.jp/	076-282-5661
森本商工会	https://morimoto.shoko.or.jp/	076-258-0276
津幡町商工会	https://tubata.shoko.or.jp/	076-288-2131
内灘町商工会	https://uchinada.shoko.or.jp/	076-286-4200
羽咋市商工会	https://hakui.shoko.or.jp/	0767-22-1393
富来商工会	https://togi.shoko.or.jp/	0767-42-2562
志賀町商工会	https://shika.shoko.or.jp/	0767-32-1002
宝達志水町商工会	https://hoshi.shoko.or.jp/	0767-28-2301
能登鹿北商工会	https://n-rokuhoku.shoko.or.jp/	0767-66-0001
中能登町商工会	https://nakanoto.shoko.or.jp/	0767-76-1221
門前町商工会	https://monzen.shoko.or.jp/	0768-42-0360
穴水町商工会	https://anamizu.shoko.or.jp/	0768-52-0516
能登町商工会	https://noto.shoko.or.jp/	0768-62-0181
石川県商工会連合会	https://shoko.or.jp/	076-268-7300

【日本政策金融公庫】

《石川県内の支店》

支店名	個人企業・小規模事業・中小企業の方		農林漁業者等の方	受付時間
	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業	
金沢支店	0570-045202 (ナビダイヤル)	076-231-4275	076-263-6471	平日 9:00 ~17:00
小松支店	0570-045445 (ナビダイヤル)	—	—	平日 9:00 ~17:00

《事業資金相談ダイヤル》0120-154-505（フリーダイヤル）

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業	受付時間
0	創業して間もない方	国民生活事業	平日
1	個人企業・小規模企業の方		9:00~19:00
2	中小企業の方	中小企業事業	平日
3	農林漁業者等の方	農林水産事業	9:00~17:00

【その他】

名称	電話番号
商工組合中央金庫 金沢支店 (金沢市本多町3-1-25)	076-221-6141
石川県信用保証協会 (金沢市尾山町9番25号)	076-222-1522
石川県中小企業団体中央会 (石川県地場産業振興センター新館5階)	076-267-7711
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課 (石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階)	076-223-5546
中小企業庁 石川県よろず支援拠点 ((公財) 石川県産業創出支援機構) (石川県地場産業振興センター新館)	076-267-6711
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748

[目次に戻る](#)

28 災害復旧貸付

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円	1億5千万円
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）	
金利	1.21%	1.06%

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫（20ページ参照）にお問い合わせください。
[目次に戻る](#)

29 セーフティネット保証4号の適用

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、今回の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

・内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：2億8,000万円
- ④保証人：原則第三者保証人は不要

- ◆ 詳細は、石川県信用保証協会（076-222-1522）にお問い合わせください。
[目次に戻る](#)

30 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ◆ 災害救助法が適用された市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

- ・貸付条件

- ①貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- ②貸付利率：年0.9%（令和4年8月5日現在）
- ③貸付期間：貸付金額500万円以下 36か月
505万円以上 60か月
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

- ◆ 詳細は、中小企業基盤整備機構共済相談室（電話050-5541-7171）にお問い合わせください。（受付時間9:00～17:00（平日））

[目次に戻る](#)

31 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。

- ◆ 各機関の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

3 2 観光関連事業者向け特別相談窓口

- ◆ 北陸信越運輸局は、令和4年8月の大雨により甚大な被害が生じている観光関連事業者の不安を解消するため、以下の特別相談窓口で、被災された観光関連事業者からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介を行います。

【北陸信越運輸局 観光部観光企画課】

- ・所在地：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・電話番号：025-285-9181
- ・FAX：025-285-9172
- ・支援内容：
 - 観光関連事業者からの相談・要望対応
 - 観光関連事業者が活用可能な支援策の紹介
 - 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する観光関連事業者に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

[目次に戻る](#)

3 3 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 石川県では、今回の大雨により被害を受けられた農林業者の相談に対応するため、下記のとおり被災農林業者向け相談窓口を設置しています。

設置日：令和4年8月8日（月曜日）
※夜間・土日の相談についても可

相談先	電話番号	管轄
南加賀農林総合事務所 (小松市園町ハ 108-1)	0761-23-1707	小松市、加賀市、能美市、能美郡
石川農林総合事務所 (白山市馬場2-113)	076-276-0528	白山市、野々市市
県央農林総合事務所 (金沢市直江南2-1)	076-239-1750	金沢市、かほく市

相談内容：

- ・被災した農地・施設等の復旧に向けた相談
- ・農林業の事業継続に係る相談
- ・農作物の栽培管理に関する相談 など

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号	受付時間
日本政策金融公庫 金沢支店 (金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル)	農林水産事業 076-263-6471	平日9:00~17:00

[目次に戻る](#)



その他の情報

3 4 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ **水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。**

大雨、局所豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも光が当たれば300V以上の電気を発電します。

被害にあった太陽光発電システムには、むやみに近づかず、同システムの事業者や管理者に連絡してください。

〈お問合せ先〉

一般社団法人太陽光発電協会 0570-003-045

[目次に戻る](#)

3 5 浸水した車は自分でエンジンをかけない

- ◆ **水に浸かった車両は、外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがあります。自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。**

[目次に戻る](#)